

特別区財政の現状と課題

令和4年11月

特別区長会事務局

はじめに

令和4年9月1日、令和3年度の特別区普通会計決算の概要が公表されました。

令和3年度の決算では、新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度単年度事業であった特別定額給付事業等の終了により、歳入・歳出ともに平成22年度以来11年ぶりの減となりました。歳出総額は4兆4,675億円で、前年度から約5,239億円、10.5%の減となりました。歳入総額は4兆7,136億円で、前年度から約4,780億円、9.2%の減となりました。一方、企業収益の堅調な推移を背景にした市町村民税法人分等の増加により、特別区財政調整交付金が前年度から約1,042億円、10.6%の増となりました。その結果、経常収支比率は78.6%となり、2年ぶりに70%台に改善しました。

我が国の経済は、いまだ終息が見通せない新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢等に伴う世界的な物流の混乱や、物価高騰の影響等により不透明な状況にあります。特別区においては、法人住民税の一部国税化等の不合理な税制改正により貴重な財源が一方的に奪われ続ける中、景気の下振れリスク等もあり、財政運営がより厳しい状況にさらされています。

特別区は、人口減少社会を迎え、少子高齢化対策が喫緊の課題となっている中、近年、危険性が増している大規模水害や今後30年以内に高い確率で発生するとされている首都直下地震への備え、今後一斉に老朽化が見込まれるインフラへの対策等、大都市特有の膨大な財政需要を抱えています。さらに、新型コロナウイルス感染症対策や、物価高騰対策、児童相談所の設置等、取り組むべき課題は山積しており、それらの課題に対応するための財源の確保が急務となっています。

特別区が将来にわたって区民の負託に応えていくためには、より一層の行財政改革に努め、計画性、持続性のある財政基盤を確立し、区民サービスの向上を図るとともに、持続可能な財政運営が求められています。

本冊子は、主に普通会計決算に基づいて特別区総体の現状を把握し、「特別区が抱える財政上の課題」を考えるための素材を取りまとめたものです。財政状況の異なる特別区を合計した姿が、そのまま個々の区の財政状況を表すものではありませんが、今後の各区の財政運営や地方財政をめぐる議論の参考としていただければ幸いです。

目 次

第1章 特別区の決算状況と課題	1
1. 区税収入の推移	2
2. 歳入構成の推移	3
3. 性質別歳出の推移	4
4. 実質的な義務的経費に要する一般財源負担額の推移	5
5. 実質収支比率、経常収支比率の推移	6
6. 法人税収の影響	7
7. 積立基金の推移	8
8. 特別区債残高と基金残高の推移	9
9. 不合理な税制改正による影響	10
第2章 財政健全化の取組み状況	11
1. 職員数の削減	12
2. 職員数の削減による効果	13
3. 区税徴収率	14
4. 健全化判断比率の状況	15
第3章 特別区の財政負担状況	17
1. 扶助費と他会計繰出金の増加	18
2. 更新時期を迎える公共施設と改築経費	19
3. 災害リスクに備える財政需要	20
第4章 特別区を取り巻く現状	21
1. 人口推移の状況	22
2. 企業集中及び流入人口の状況	23
3. 地価や消費者物価の状況	24
4. 生活保護の状況	24
5. 介護保険要介護認定者の状況	25
6. 待機児童の状況	25

- ※ 本冊子において、表及びグラフに用いられている数値は、主に普通会計ベースによるものである。
- ※ 普通会計とは、各地方公共団体の財政状況の把握、地方財政全体の分析等に用いられる統計上、観念上の会計であり、総務省の定める基準をもって、各地方公共団体の会計を統一的に再構成したものである。
- ※ 計数については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数調整をしていないため、合計が一致しない場合がある。

第1章 特別区の決算状況と課題

- 令和3年度普通会計決算の各種財政指標の状況を見ると、実質収支比率は適正範囲とされる3~5%を上回り、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は78.6%と改善した。また、資金繰りの程度を示す実質公債費比率は、改善傾向となっている。

<財政指標の推移>

(単位：%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年	3年度
実質収支比率	5.7	5.7	5.0	6.1	5.2	5.4	7.0	8.6
経常収支比率	80.7	77.8	79.3	79.8	79.1	79.2	81.9	78.6
実質公債費比率	-1.8	-2.3	-2.8	-3.2	-3.4	-3.5	-3.4	-3.3

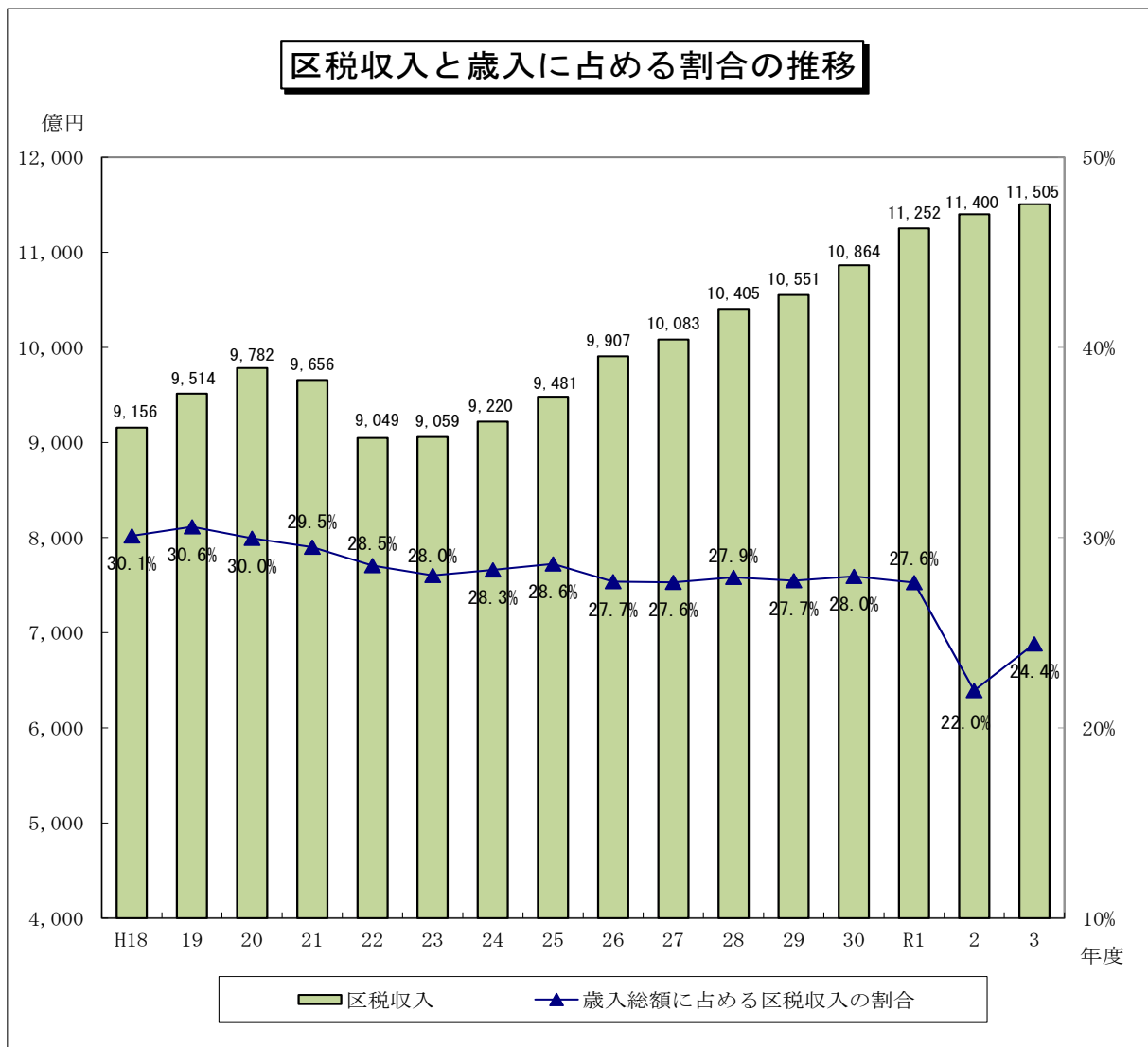
注) 各比率は、全特別区の加重平均である。

1. 区税収入の推移

区税収入は、納税義務者数の増加等により、11年連続で増となった。

しかし、ウクライナ情勢等に伴う世界的な物流の混乱や、物価高騰の影響など、様々な懸念材料を抱えており、景気の影響を受けやすい特別区の税収動向は予断を許さない状況にある。

- 区税収入は、特別区税の約9割を占める特別区民税が、納税義務者数の増加等により、前年度から約54億円、0.5%の増で、区税収入全体で約105億円、0.9%の増となった。
- 区税は歳入の基幹収入であるが、景気の影響を受けやすい。物価高騰の影響などにより、今後の景気情勢が不透明であることから、税収の動向は予断を許さない状況にある。



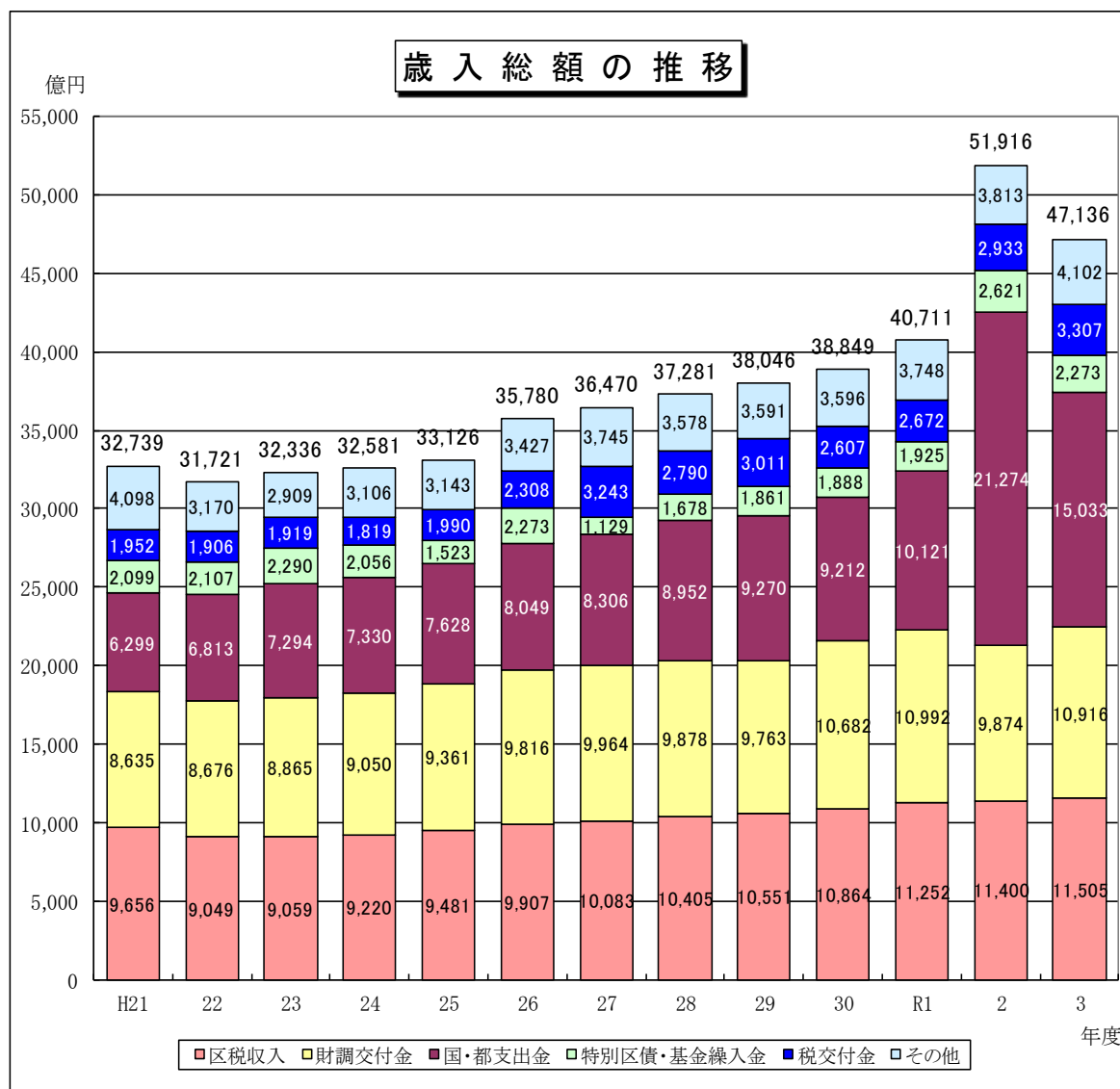
(注) 令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金等の特定財源が大きく増となったため、区税収入の割合が下がっている。

2. 歳入総額の推移

歳入総額は、特別給付金関連の臨時的な要因の終了等により、11年ぶりに前年度を下回った。

歳入の柱である区税収入は11年連続の増、特別区財政調整交付金は、企業収益の堅調な推移を背景にした市町村民税法人分の増加などにより、令和元年度の水準に回復した。しかし、特別区は景気変動の波を受けやすい歳入構造となっており、将来を見据えた持続可能な財政運営が求められる。

- 区税収入は、特別区民税が0.5%の増、区税収入全体でも0.9%の増となった。
- 国・都支出金は、臨時的要因を含む令和2年度と比較すると29.3%の減となったが、例年よりも高い水準が続いている。
- 特別区の歳入構造は景気変動の波を受けやすいことから、将来を見据えた持続可能な財政運営が求められる。

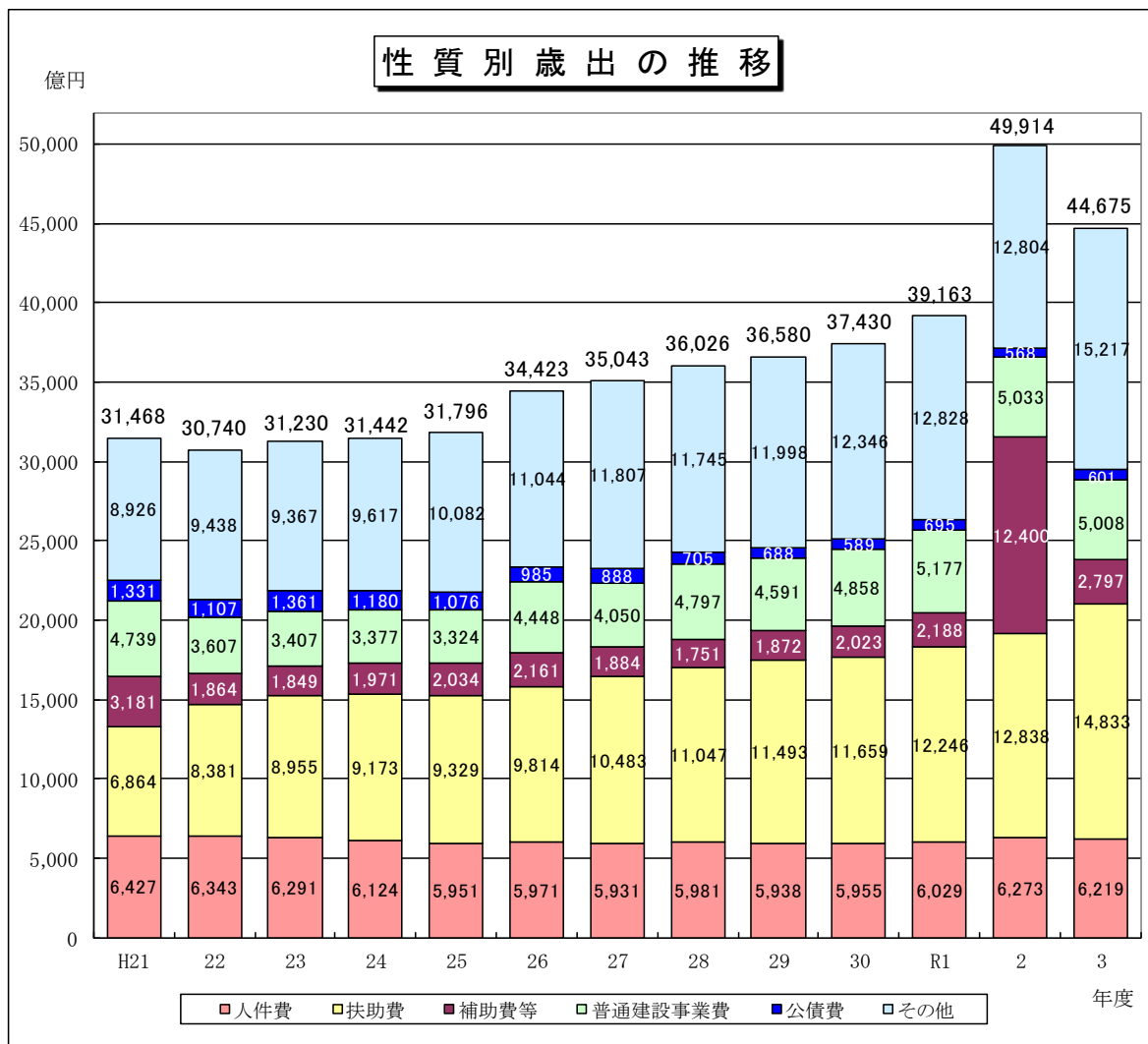


(注) 「その他」には、使用料・手数料、分担金・負担金、寄附金、財産収入、繰越金、諸収入が含まれる。

3. 性質別歳出の推移

歳出総額は、補助費等の減少により前年を下回った。しかし、これは特別定額給付金給付事業の終了等によるものであり、物価高騰対策等、今後も歳出を押し上げる要因が山積している。

- 扶助費は、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業等により、15.5%の増となった。
- 人件費は、退職金の減少等により、0.9%の減となった。
- 補助費等は、特別定額給付金給付事業の終了等により、77.4%の減となった。
- 今後も少子高齢化対策費や医療・介護関係経費の増加、首都直下地震への備え、公共施設の更新等に加え、新型コロナウイルス感染症対策経費や物価高騰対策等、歳出を押し上げる要因が山積している。

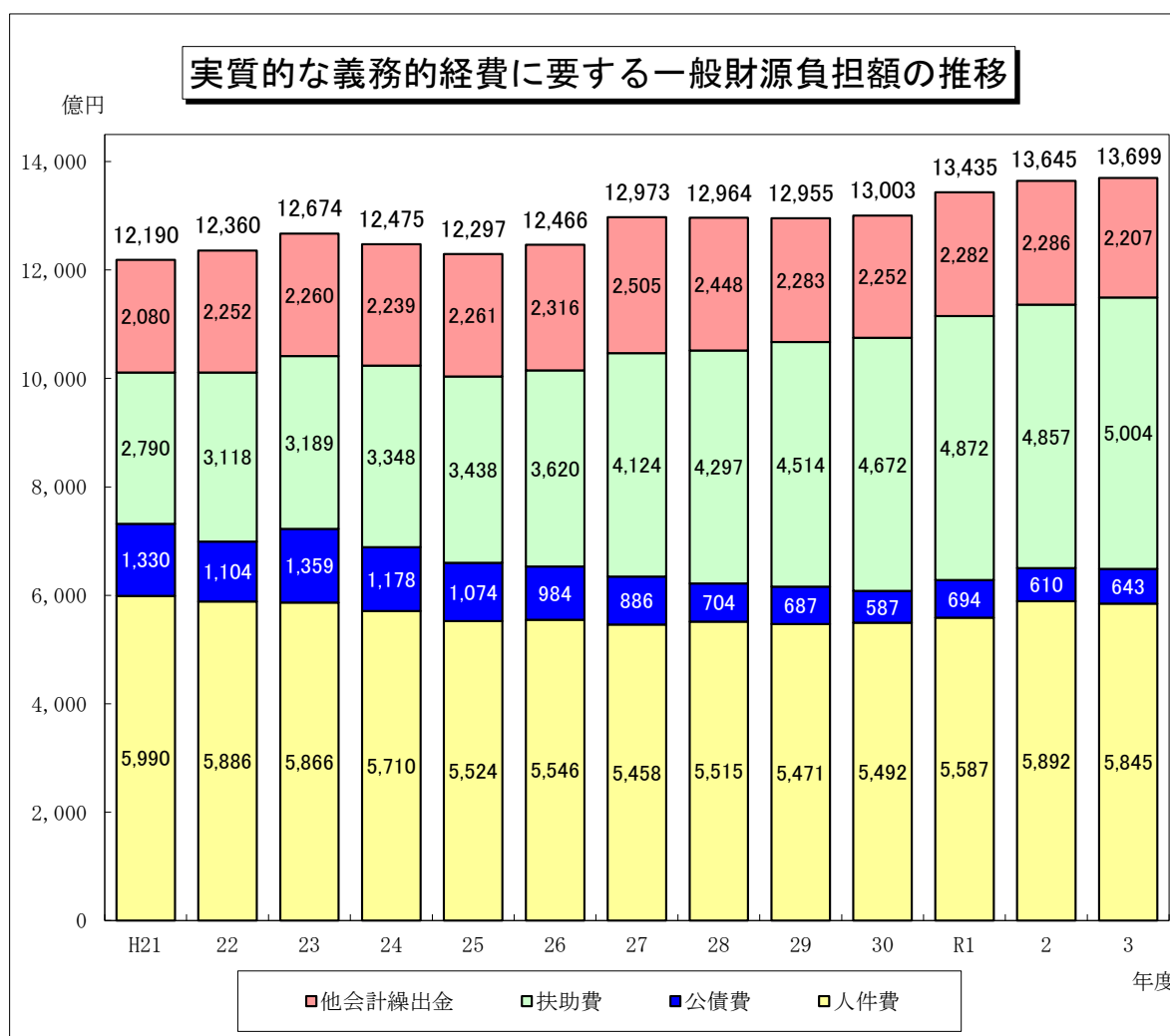


(注) 補助費等は、令和2年度に限り実施された特別定額給付金事業により急激に増減している。

4. 実質的な義務的経費に要する一般財源負担額の推移

扶助費が増加しており、実質的な義務的経費に要する一般財源負担は、ここ4年は増加傾向にある。

- 義務的経費とされる人件費、公債費、扶助費に医療・介護保険への公費負担を加えた実質的な義務的経費について、一般財源による負担の状況を見ると、ここ4年増加傾向で、1.4兆円に迫る規模になっており、全体として高い水準が続いている。
- これは、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業等により、扶助費が増加したことによるものである。
- 社会保障関係経費については、今後も増加が見込まれることから、特別区の財政運営を更に圧迫することが予測される。

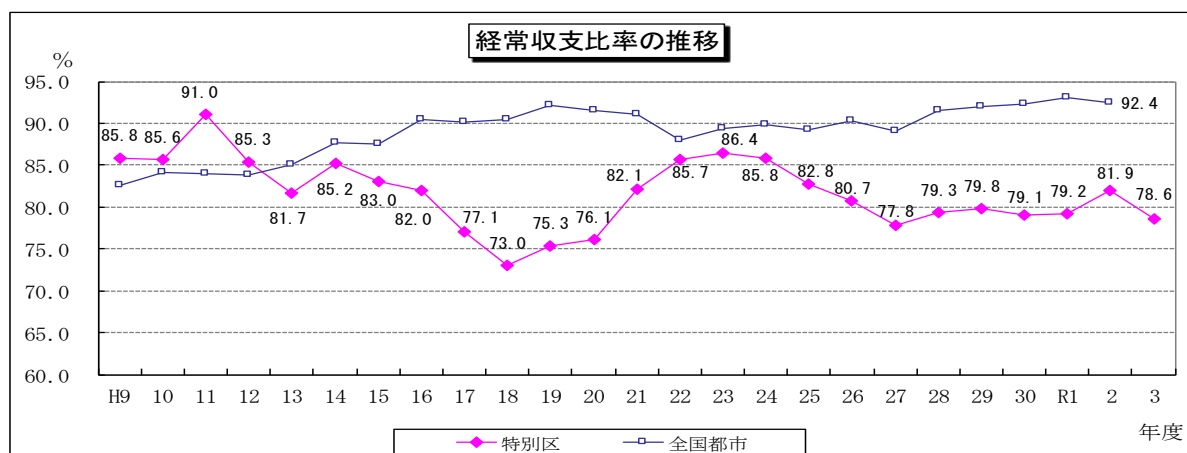
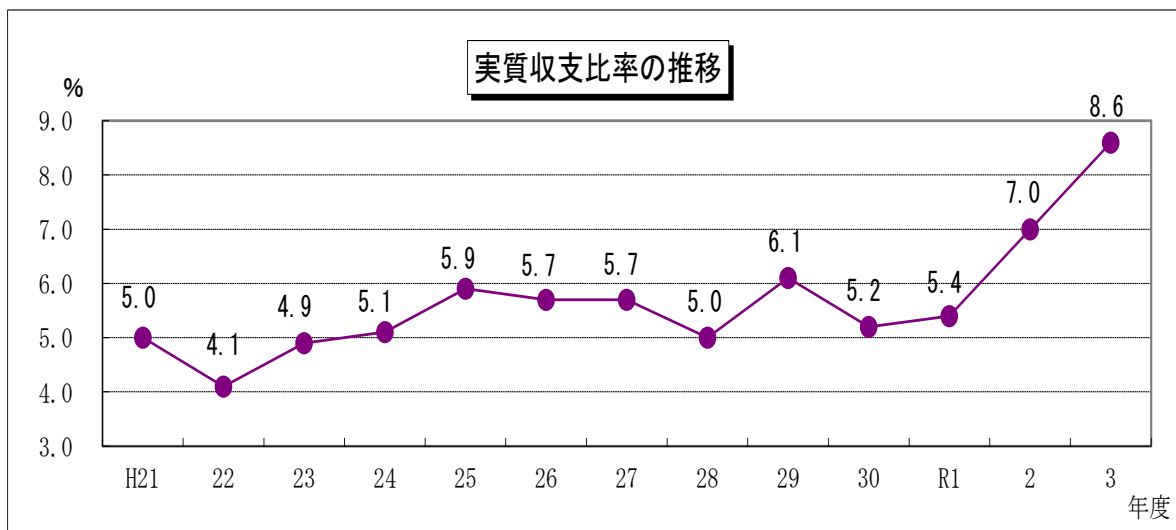


(注) 他会計繰出金・・・国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計（平成22年度で会計廃止）、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計（保険事業勘定）への繰出金

5. 実質収支比率、経常収支比率の推移

実質収支比率は 1.6 ポイント増の 8.6%となり、適正範囲とされる 3%~5%を上回った。また、経常収支比率は 3.3 ポイント減の 78.6%となった。

- 財政の健全性を測る指標を見ると、実質収支比率は概ね適正範囲とされる 3%~5%を上回った。経常収支比率は、区税や特別区財政調整交付金の増に伴う経常一般財源等の増加により、2年ぶりに 70%台に改善した。
- 経常収支比率については、概ね適正な水準とされている範囲内にあるものの、地方交付税が交付されない特別区の財政は、景気変動による税収の動向に大きく左右される。特別区民税・特別区財政調整交付金を基幹収入としていることから、景気後退期には、経常収支比率が全国都市と比べて急激に悪化する傾向もあり、予断を許さない状況にある。

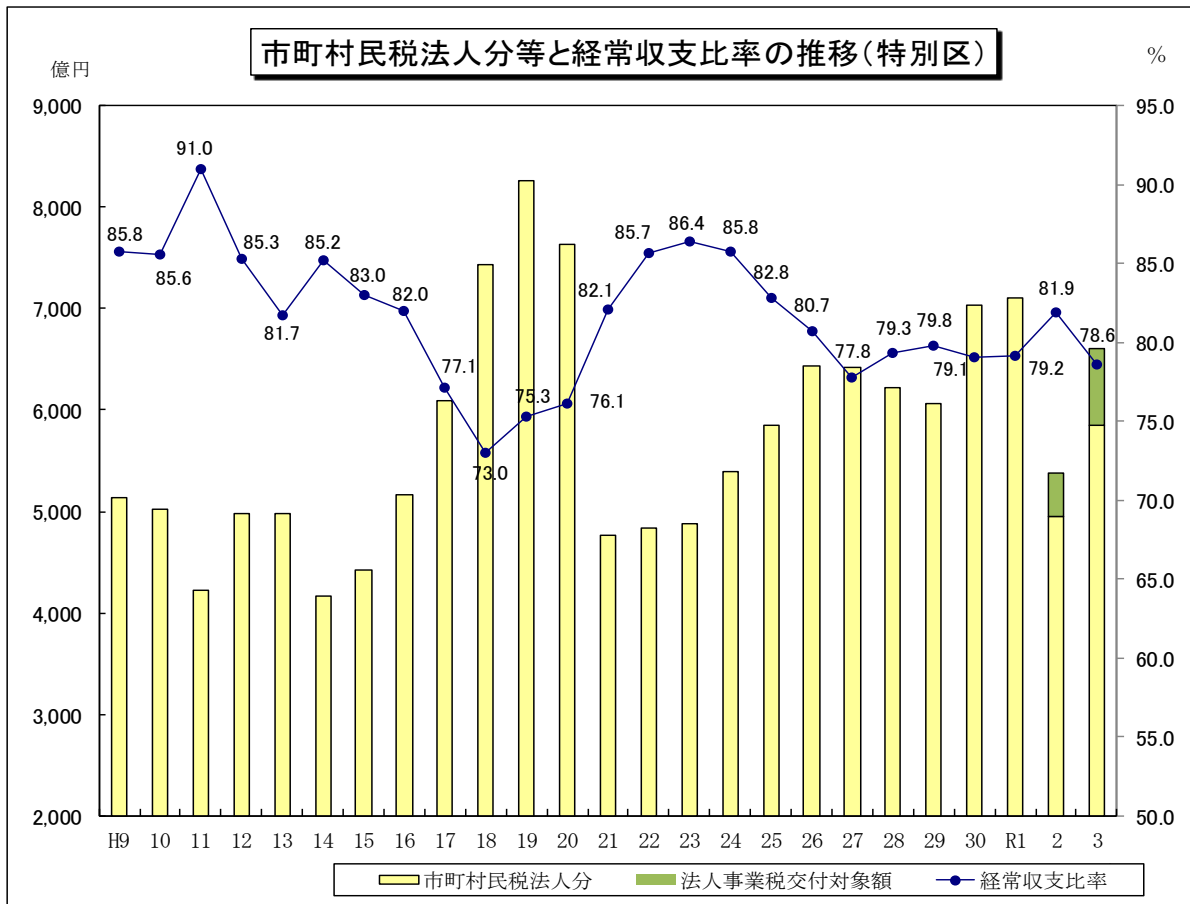


(注) 「全国都市」とは、政令指定都市、中核市、特例市（平成 27 年度以降は施行時特例市）及び特別区を除く市をいう。
 (参考) 経常収支比率=経常経費充当一般財源等/経常一般財源等×100
 経常収支比率は、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

6. 法人税収の影響

多くの企業が集積する特別区は、法人税収の変動の影響を受けやすい財政構造である。経常収支比率は2年ぶりに70%台に回復したが、市町村民税法人分の一部国税化の影響による減収に加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により、今後の景気情勢が不透明であることから、予断を許さない状況にある。

- 特別区財政調整交付金の原資である市町村民税法人分等と経常収支比率の関係を見ると、概ね当該税収が増えると経常収支比率が下がり（改善）、反対に当該税収が減ると比率が上がっている（悪化）ことが分かる。
- 経常収支比率は、平成21年度に、景気低迷の影響等で市町村民税法人分が大きく落ち込み、急激に悪化した。令和3年度は企業収益の堅調な推移を背景にした市町村民税法人分の増加により、経常収支比率は前年度比で減となっている。
- 特別区の財政は、市町村民税法人分の一部国税化の影響に加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等により、今後の景気情勢が不透明であることから、予断を許さない状況にある。



(注) 法人事業税交付対象額は、令和2年度より特別区財政調整交付金の原資に加わった。

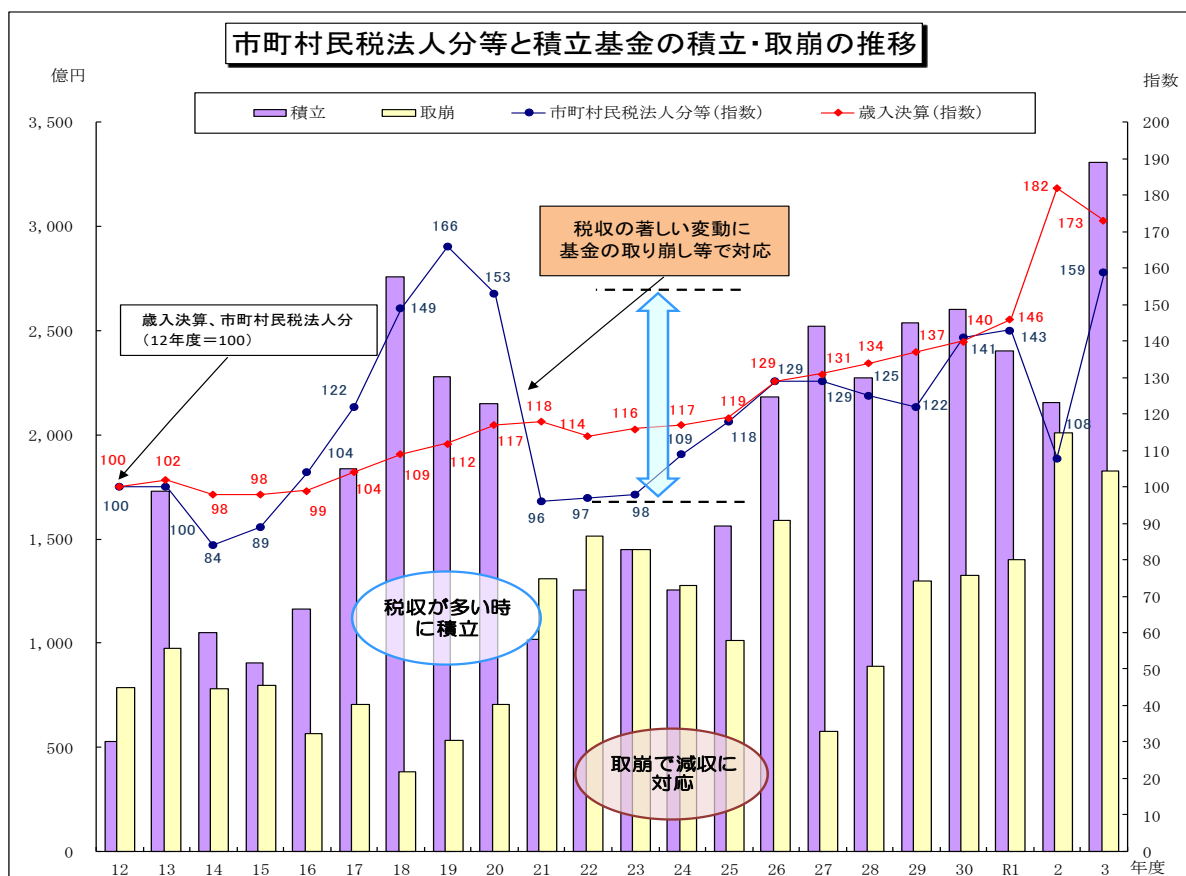
(参考) 経常収支比率 = 経常経費充当一般財源等 / 経常一般財源等 × 100

経常収支比率は、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

7. 積立基金の推移

特別区は、景気変動に対処するため積極的に基金を活用している。令和3年度の基金は、9年連続で積立額が取崩額を上回ったものの、国による地方税の不合理な税制改正の影響が大きくなる中、今後の景気状況によっては、積立額以上に取り崩す必要に迫られる恐れがある。

- 特別区は地方交付税が交付されていないことから、景気の変動には基金の活用等により、自らの財源を調整して対応しなければならない。景気変動がある中でも、必要な区民サービスを安定的に提供するため、税金が伸びている時には適切に基金への積立を行い、減収時には基金の取り崩し対応を行う等、年度間の財源調整を図っている。
- 令和3年度は、区税収入の増などの影響により、積立額が取崩額を上回った。一方で、今後も、ふるさと納税や市町村民税法人分の国税化等の不合理な税制改正の影響に加え、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響等による不透明な景気情勢を考慮すると、積立額以上に取り崩さなければならない恐れがある。



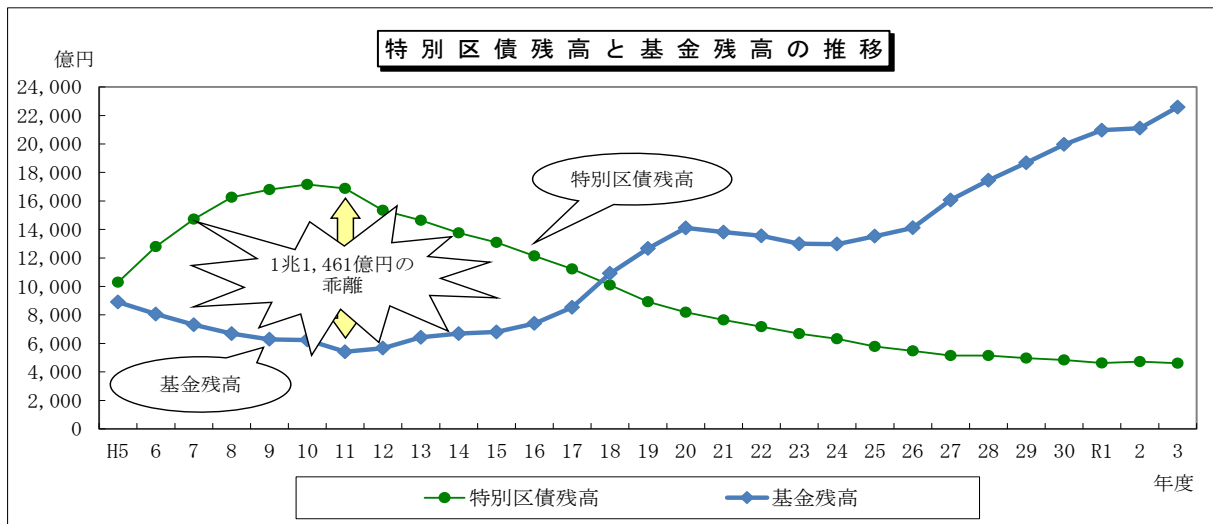
(注) 令和2年度について

- ・歳入決算(指数)は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金等の特定財源の歳入が大きく増加している。
- ・市町村民税法人分等(指数)は、平成28年度税制改正の影響等による市町村民税法人分の大幅な減収のため、減少している。

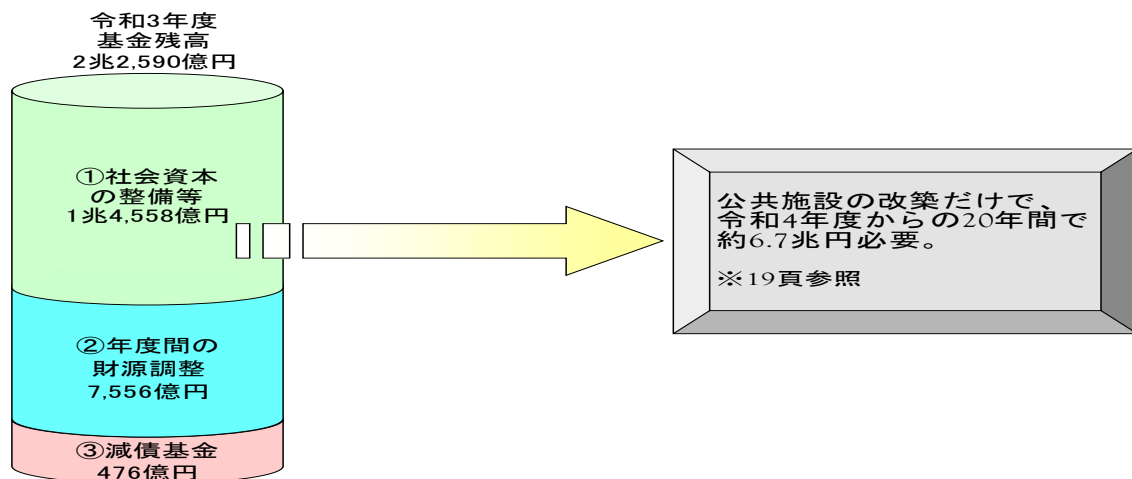
8. 特別区債残高と基金残高の推移

特別区債残高は、平成 11 年度以降は減少傾向にある。一方で、基金残高は 9 年連続で増加した。しかし、景気に左右されやすい特別区の財政構造や、今後想定される膨大な財政需要を勘案すると、決して財政余力があるとは言えない状況にある。

- 特別区債残高は、適切な起債計画や着実な償還などにより減少傾向にある。
- 基金残高は、平成 21 年度以降、景気低迷の影響を受け、深刻な財源不足に陥ったことから、基金の取崩が積立を上回る状況が続いていたが、近年では歳入環境が改善したことなどにより、9 年連続の増加となった。
- 現在、基金残高が特別区債残高を上回っているものの、首都直下地震等に備えた防災・減災対策や公共施設の大量更新等の膨大な財政需要や、景気変動の波を受けやすい歳入構造などを考慮すると、今後も区債・基金の適正な運用が必要である。



- 基金は、社会資本の整備や年度間の財源調整等の財政需要に充てられる。



9. 不合理な税制改正による影響

特別区は、特有の財政需要があり、将来的に膨大な額の財源が必要であるにも関わらず、不合理な税制改正によって特別区の貴重な税源は一方向的に奪われている。

- 特別区は、高齢者の急増や膨大な公共施設の改築需要への対応をはじめ、今後多くの財源を必要としている。
- 「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方向的に奪われている。
- こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は令和4年度のみで2,600億円を上回る規模であり、特別区における人口50万人程度の財政規模に相当する。

(単位：億円)

① 法人住民税の一部国税化による特別区の減収

財調財源ベース・55.1%

	令和4年度	平年度
法人住民税法人税割の交付税原資化	△ 1,956	
法人事業税交付金の創設	411	395
合計	△ 1,545	△ 1,561

<参考> 都税ベース・100%

	令和4年度	平年度
法人住民税法人税割の交付税原資化	△ 3,549	
法人事業税交付金の創設	746	718

② 地方消費税の清算基準の見直しによる特別区の減収

	令和4年度	平年度
清算基準の見直し(29年度改正)	△ 72	
清算基準の抜本的な見直し(30年度改正)	△ 304	
合計	△ 376	

③ ふるさと納税の影響による特別区の減収

	令和4年度	平年度
特別区民税の減収	△ 704	

④ 影響額の合計

	令和4年度	平年度
法人住民税の一部国税化による減収	△ 1,545	△ 1,561
消費税の清算基準の見直しによる減収	△ 376	
ふるさと納税の影響による減収	△ 704	
合計	△ 2,625	△ 2,641

特別区長会事務局試算

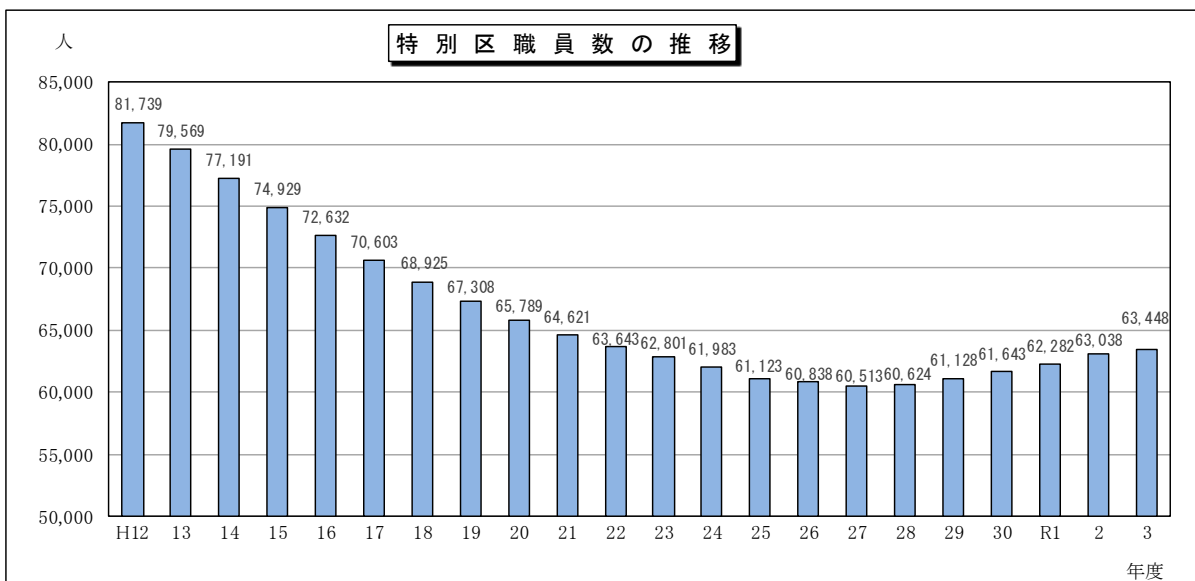
第2章 財政健全化の取組み状況

- 特別区は、限られた財源の中で膨大な行政需要に対応するため、職員数の削減等、積極的に行財政改革に取り組んでいる。

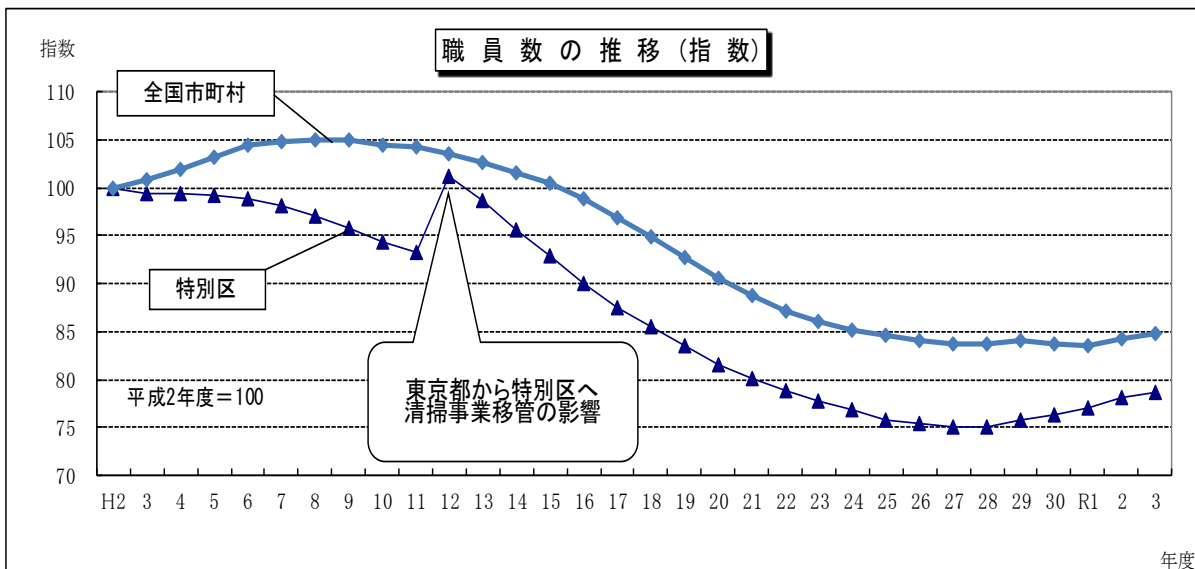
1. 職員数の削減

特別区は、全国市町村を上回るペースで職員数の削減を進めてきている。

- 特別区の職員数は、平成12年度の清掃事業移管（7,826人）に伴い、一旦増加したものの、平成15年度には清掃事業移管前の規模を下回った。近年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催準備、待機児童対策、児童相談所開設準備等の行政需要に対応するため、微増となっているが、削減率は全国市町村を上回っている。



※職員数は地方公共団体定員管理調査による（教育長を含む）。

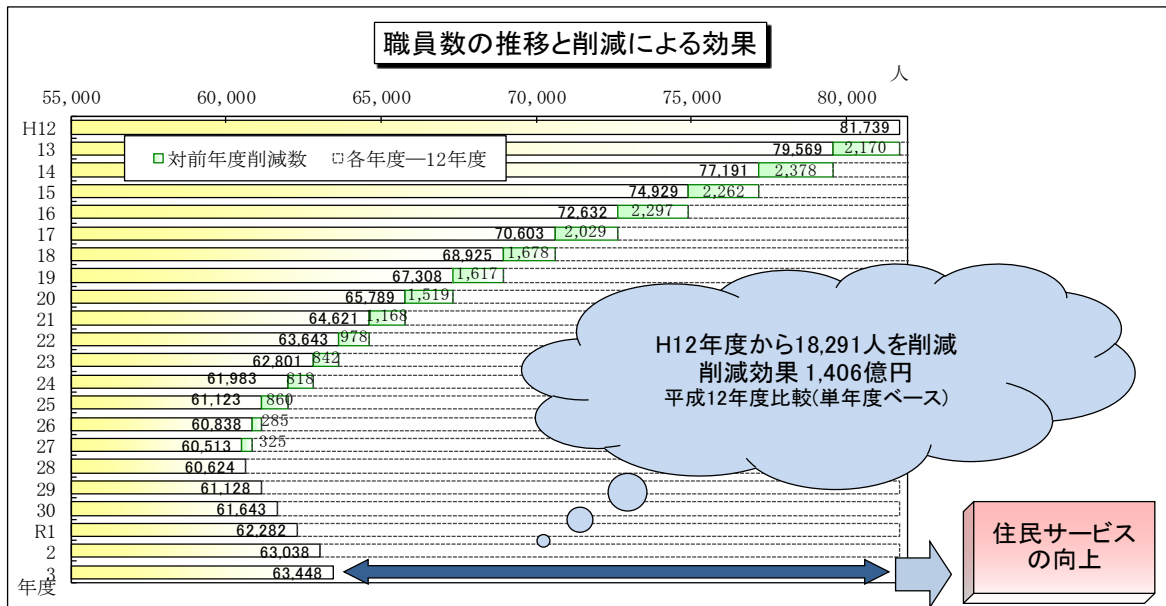


※全国市町村は地方公共団体定員管理調査による全国市町村職員数の総数。
但し、平成29年度に道府県から政令指定都市に移譲された県費負担教職員数は除いている。

2. 職員数の削減による効果

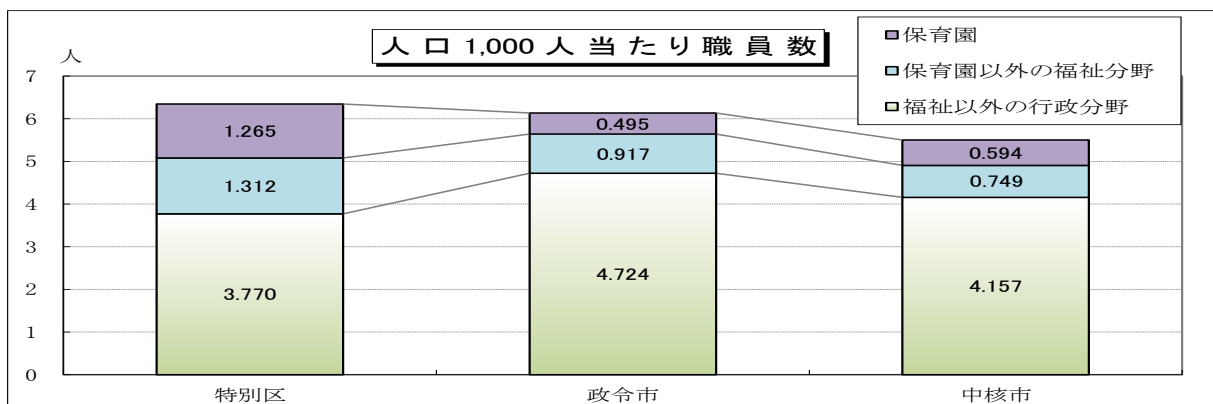
特別区は、職員数の削減により捻出した財源を、住民サービスの維持・向上に活用している。

- 特別区は、職員数の削減によって得られた行政改革の効果を喫緊の課題である少子高齢化対策に振り向けるとともに、住民サービスの維持・向上に取り組んでいる。



※削減効果は、平成12年度からの職員削減数の合計18,291人に、令和3年度都区財政調整における標準給与額(標準給: 7,686,397円)を乗じて算出

- 特別区は、事務能率の向上を図り職員数の削減を進める一方、大都市需要として特に区民ニーズの高い、保育園等の子育て支援や高齢社会対応等の福祉分野においては、需要に対応するための人員を確保している。



※職員数は、普通会計職員数から消防部門職員数を除いたもの。

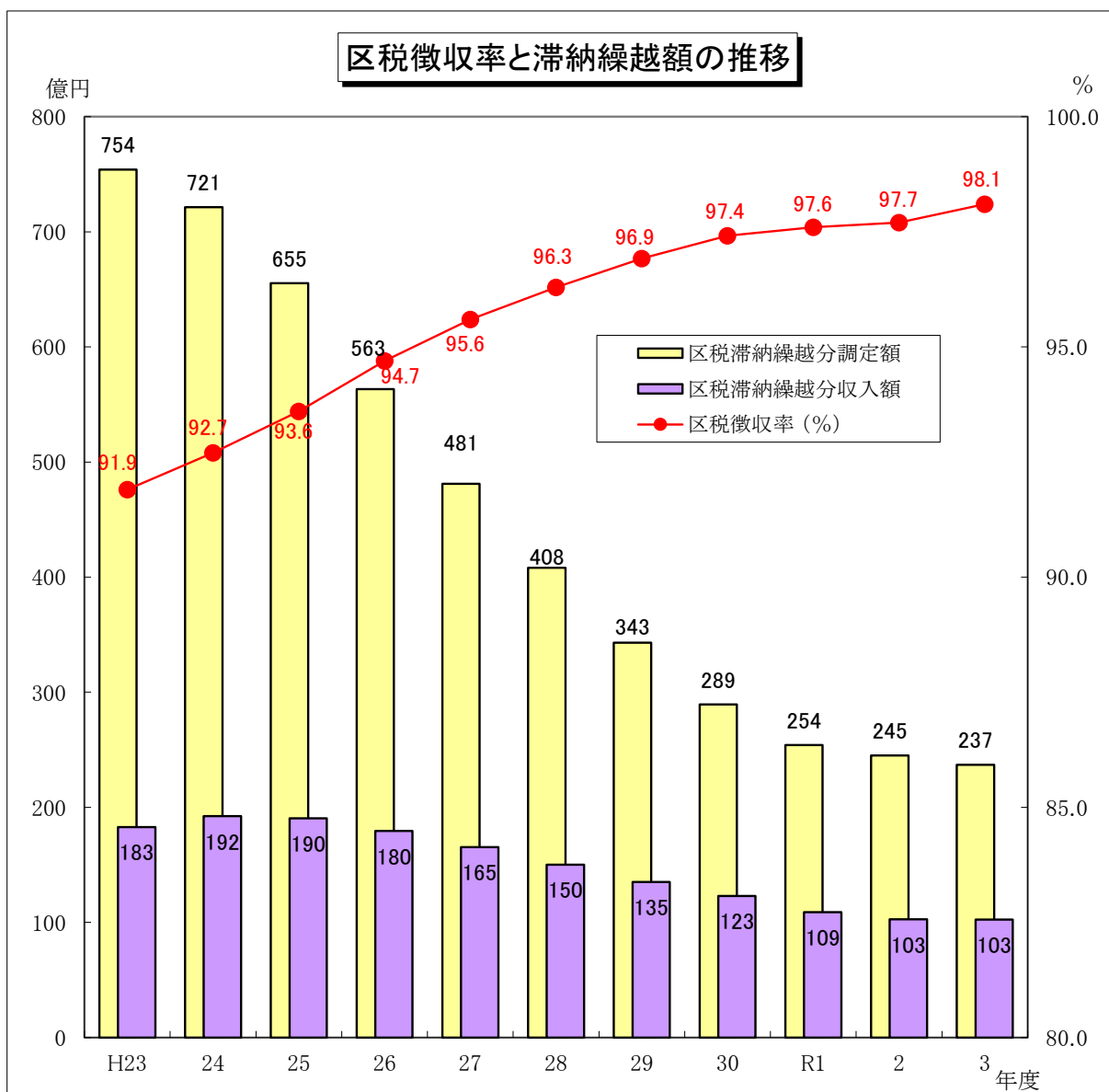
※職員数(令和3年4月1日時点)、人口(令和3年1月1日時点)

※政令市の福祉以外の行政分野は、平成29年度に道府県から政令指定都市に移譲された県費負担教職員数は除いている。

3. 区税徴収率

区税徴収率は、各区の収納強化策が奏功し、11年連続で上昇した。また、累積滞納額は減少を続けている。

- 各区では、差し押さえの強化や徴収嘱託員の活用、コンビニエンスストア収納、クレジットカードによる収納、インターネット公売等、区税の収納強化に努めている。
- そのため、区税の徴収率は11年連続で上昇した。また、累積滞納額は減少傾向にある。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰等により、今後の景気情勢が不透明であり、区税徴収は厳しい局面となる可能性もあることから、より一層の徴収努力が必要となっている。



4. 健全化判断比率の状況

令和3年度決算（速報）に基づく特別区の指標は、全てにおいて早期健全化基準に該当しない結果となった。

財政の健全性の一つの目安となる各指標を継続的に分析し、健全化に取り組む必要がある。

- 平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算から財政指標（健全化判断比率及び資金不足比率）の議会報告及び公表が義務付けられることとなった。
- 令和3年度決算（速報）において、下記の「一覧表」のとおり、特別区はいずれも健全化判断比率が早期健全化基準を下回っており、健全な状態である。しかし、基準を下回れば直ちに問題がないとするのではなく、財政の健全性の一つの目安として、各指標の算定要素についても個別に着目し、分析を行い、引き続き健全化に取り組むことが求められている。

健全化判断比率一覧表

（単位：％）

区名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
千代田	- (11.54)	- (16.54)	△ 0.6	-
中央	- (11.25)	- (16.25)	0.0	-
港	- (11.25)	- (16.25)	△ 1.4	-
新宿	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.2	-
文京	- (11.25)	- (16.25)	△ 4.4	-
台東	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.7	-
墨田	- (11.25)	- (16.25)	△ 1.2	-
江東	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.5	-
品川	- (11.25)	- (16.25)	△ 4.4	-
目黒	- (11.25)	- (16.25)	△ 4.0	-
大田	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.6	-
世田谷	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.6	-
渋谷	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.8	-
中野	- (11.25)	- (16.25)	△ 4.0	-
杉並	- (11.25)	- (16.25)	△ 5.2	-
豊島	- (11.25)	- (16.25)	△ 1.5	-
北	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.9	-
荒川	- (11.25)	- (16.25)	△ 1.4	-
板橋	- (11.25)	- (16.25)	△ 4.4	-
練馬	- (11.25)	- (16.25)	△ 2.5	-
足立	- (11.25)	- (16.25)	△ 3.8	-
葛飾	- (11.25)	- (16.25)	△ 1.8	-
江戸川	- (11.25)	- (16.25)	△ 5.7	-
23区平均	-	-	△ 3.4	-
早期健全化基準	11.25% ∩ 15.00%	16.25% ∩ 20.00%	25%	350%

【用語の定義】

○実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの

○連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの

○実質公債費比率

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの

○将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
将来負担額からは基金等の特定財源が控除されるため、基金の積立が多い場合などは将来負担が算定されない

○早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが基準以上となった場合、議会の議決を経て、早期健全化計画を定めることが必要となる数値

※総務省 令和4年9月30日「令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要（速報）」より

※実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担比率がない場合は、「-」と表記している。

※（ ）内の数値は、各団体の早期健全化基準（財政規模に応じ設定）である。

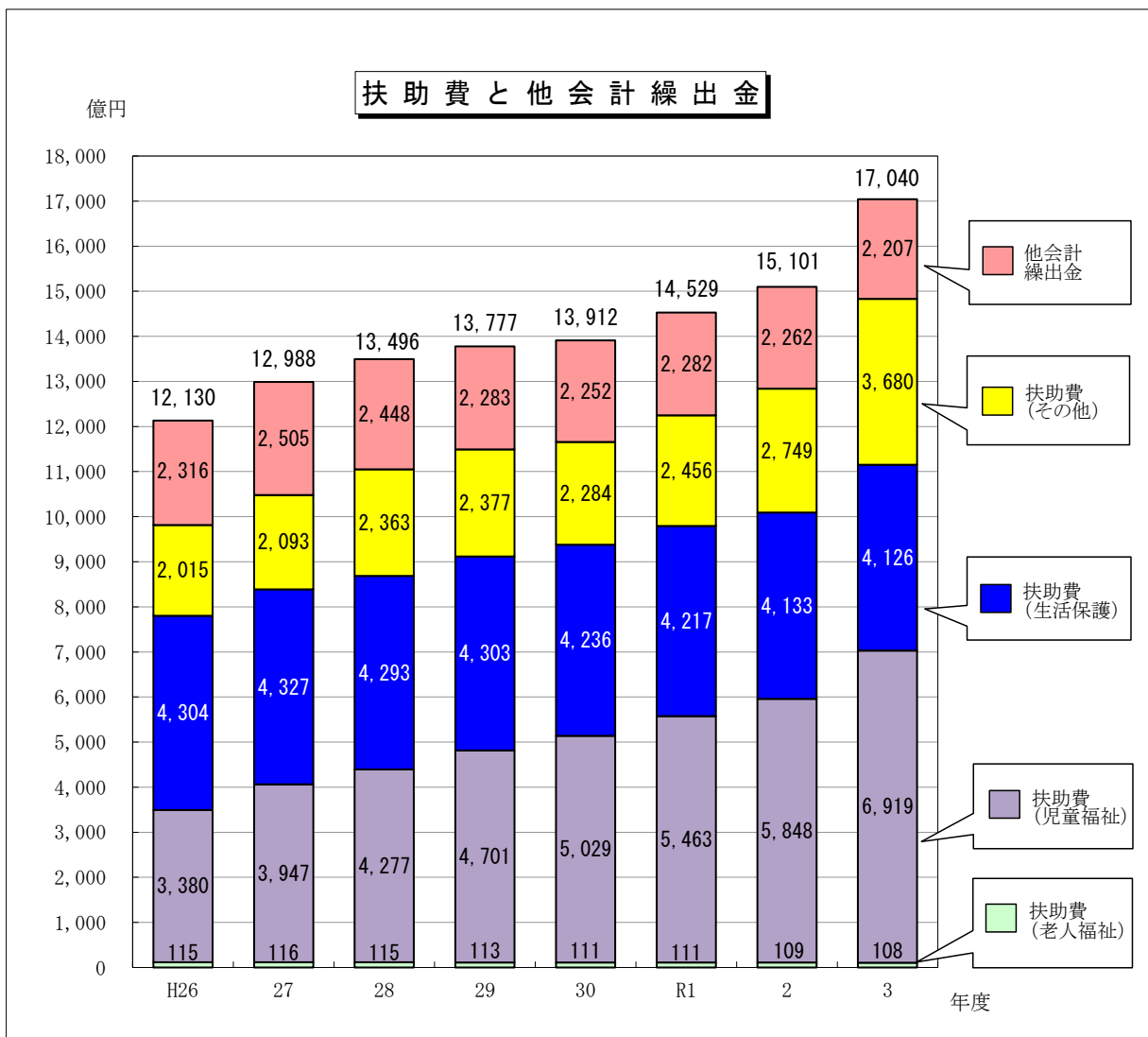
第3章 特別区の財政負担状況

- 特別区は、引き続き扶助費が増加するとともに、大量の公共施設の更新需要等、今後財政負担の増大が想定されることから、より一層の効率化と財源確保が求められる。

1. 扶助費と他会計繰出金の増加

扶助費の総額は、年々増加しており、財政圧迫の要因となっている。また、実質的な義務的経費である医療・介護保険制度への繰出金も特別区財政圧迫の要因の一つとなっている。

- 社会保障制度の一環として支出される扶助費は、待機児童解消に向けた取組みや、新型コロナウイルス感染症対策に係る給付事業を中心に、引き続き高水準で推移している。
- 他会計繰出金は、高齢化に伴う要介護者数の増加等により、介護保険事業会計への繰出金が増加する一方、被保険者数の減少や法定外繰入金の縮減の取組みにより国民健康保険事業会計への繰出金が減少したことで、概ね減少傾向にあるが、今後の高齢化等の社会情勢に鑑みると引き続き高止まりの状況になることが見込まれる。
- 急激な高齢化の進行も相まって、扶助費や医療・介護関係経費の増加が特別区財政をさらに圧迫していくことが懸念される。

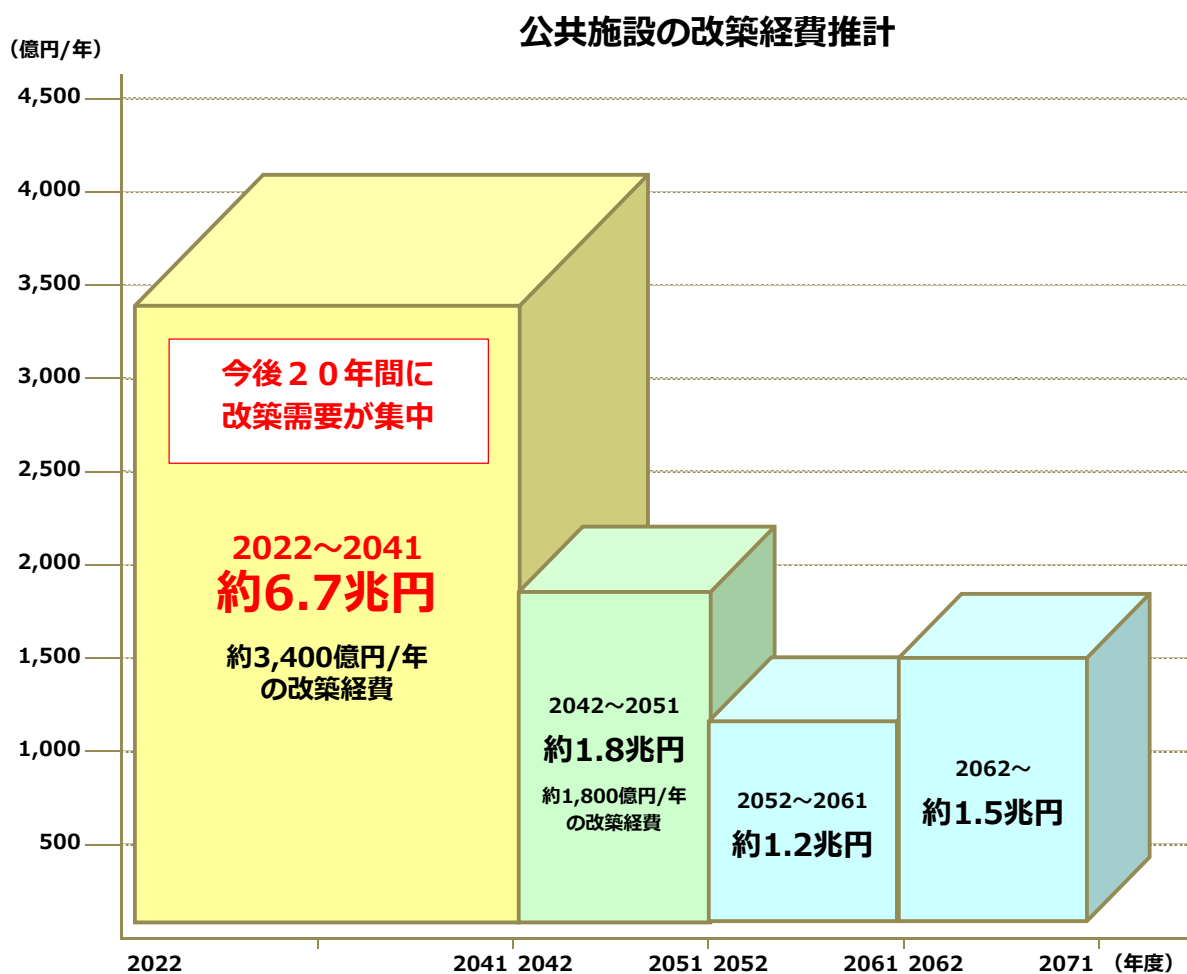


(注) 他会計繰出金・・・国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、介護保険事業会計(保健事業勘定)への繰出金

2. 更新時期を迎える公共施設と改築経費

特別区が保有する公共施設の多くが更新時期を迎えており、その改築・改修等に伴う経費の増加が特別区財政を圧迫する恐れがある。

- 令和4年3月現在、特別区の保有する公共施設の総床面積は、義務教育関係施設（小・中学校）で8,007,560 m²（3,579施設）、本庁舎、福祉関係施設、図書館等の公共施設で12,162,462 m²（12,373施設）となっている。
- 2041年までの20年間に築50年を迎える施設は、小・中学校で5,820,302 m²・2,761施設（施設数全体の約77%）、本庁舎等は6,673,350 m²・6,881施設（施設数全体の約56%）であり、その改築に要する経費は、合わせて約6.7兆円と見込まれる。
- 特別区の財政運営は、この膨大な改築需要に備えるため、後年度を見通した、より一層の効率化と財源確保が必要となる。



- ※1 改築経費は、「特別区保有施設等に関する調査（令和4年度実施）」の調査時点における施設延床面積に、特別区の決算単価を乗じて算出。（国・都支出金等は控除していない。）
- ※2 耐用年数は一律50年とし、2021年度以前に築50年を迎えた施設の改築経費は、2022~2041年度の改築経費に含めている。
- ※3 小・中学校の施設数は、校舎・屋内運動場・プールをそれぞれ1施設としてカウントしている。

3. 災害リスクに備える財政需要

特別区は、日本全体を支える首都機能を守ると共に、住む人・働く人・訪れる人の安全・安心を確保するため、首都直下地震への対応等、防災・減災対策が急務となっており、それらに対応するための膨大な財政需要が見込まれている。

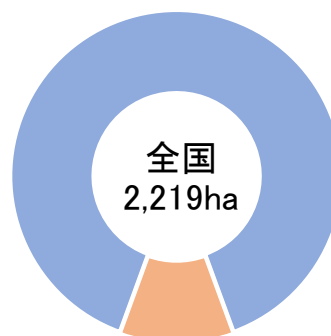
- 大規模災害時に建物倒壊や焼失等大きな被害を引き起こす、著しく危険な木造住宅棟は、特別区が全国の1割を占めており、早期の解消が必要である。
- 災害時の緊急輸送路としての都市計画道路を整備することは、首都機能や企業活動の早期復興・再開にも繋がるが、特別区の都市計画道路の完成率は66%であり、全てを整備するためには、5兆円を超える費用が見込まれる。

密集市街地 地区数



特別区 17地区

密集市街地 面積



特別区 247ha

※国土交通省「地震時等に著しく危険な密集市街地について」を基に作成。

都市計画道路の整備状況

	区部	東京都
計画延長	1,768km	3,205km
完成延長	1,168km	2,067km
完成率	66.0%	64.5%
整備標準単価	90億円/km	—

※国土交通省「令和3年都市計画現況調査」を基に作成。

※区部の整備標準単価は、特別区長会事務局試算。

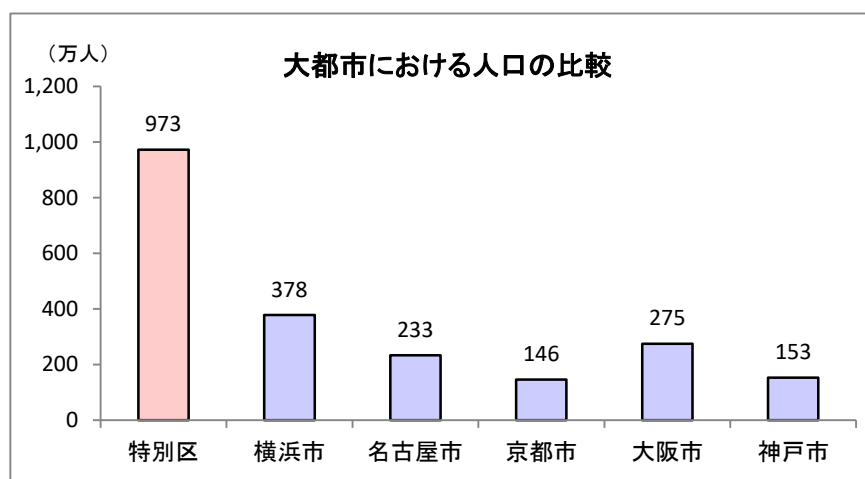
第4章 特別区を取り巻く現状

- 特別区は、人口や企業の極度の集中等に起因する様々な行政課題を抱えており、これらの課題の解決に向けて取り組んでいる。

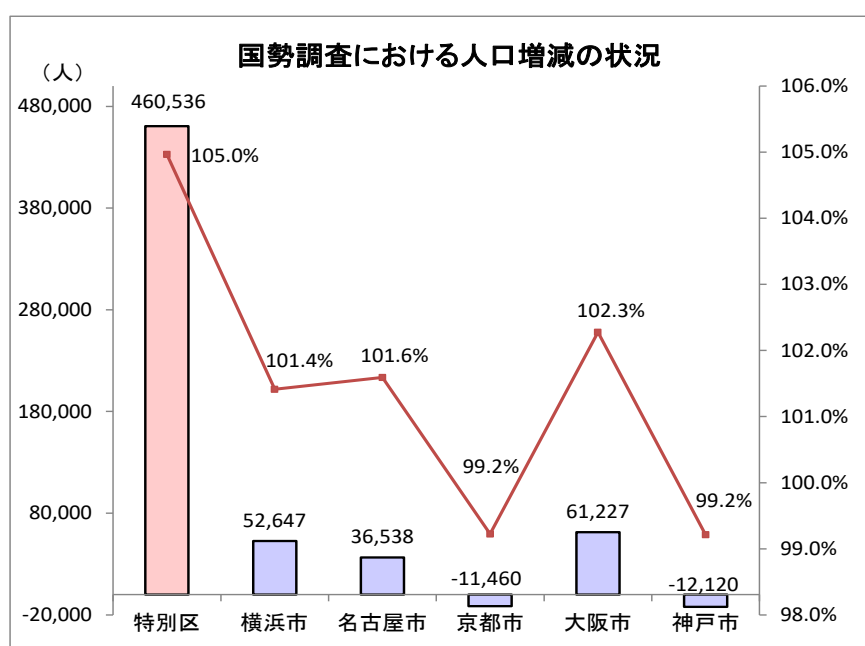
1. 人口推移の状況

他の大都市に比べて人口が大きく増加し、特別区には、より一層人口が集中している状況にある。

- 令和2年の国勢調査では、特別区の人口は973万人で、前回の調査時よりも46万人も増加している。
- 主な大都市と比較しても特別区の人口の増加率は高く、特別区により一層人口が集中している状況にある。
- なお、住民基本台帳人口移動報告（2021年結果）によると、特別区は平成9年以降25年連続で転入超過となっている。



※令和2年国勢調査

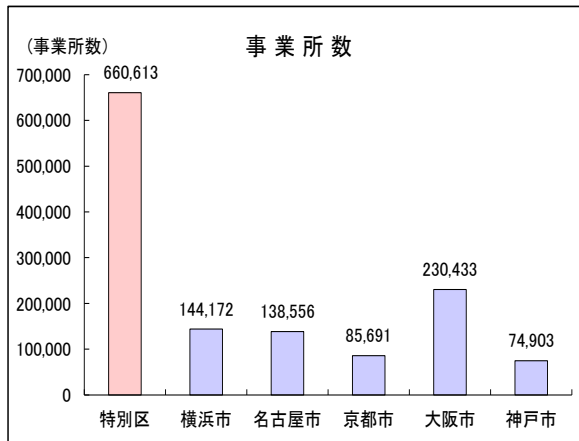


※令和2年国勢調査における平成27年国勢調査時からの人口の増減及び増減率

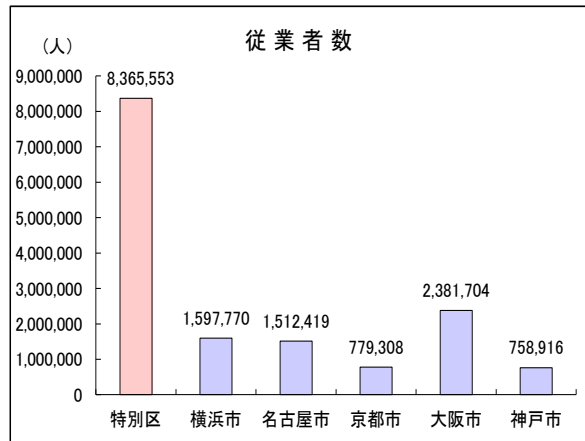
2. 企業集中及び流入人口の状況

特別区の区域には極めて多くの企業が集中している。そのため、都内だけでなく、周辺の県からも多くの人々が通勤や通学で流入し、昼間人口は 1,200 万人を超えている。

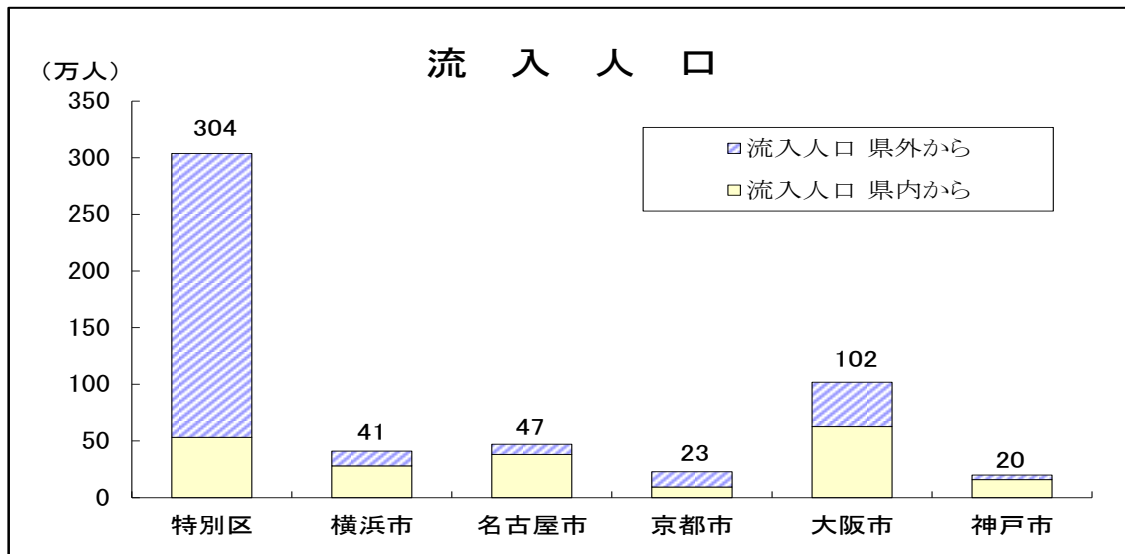
- 特別区の区域には、全国の事業所の約 1 割に当たる 66 万を超える事業所があり、従業者数も 830 万人を超える等、極めて多くの企業が集中している。
- そのため、特別区の区域には、都内だけでなく周辺の県からも含めて 300 万人を超える人々が通勤・通学で流入し、昼間人口は 1,200 万人を超えている（※令和 2 年国勢調査より）。



※令和 3 年経済センサス-活動調査(速報集計)



※令和 3 年経済センサス-活動調査(速報集計)

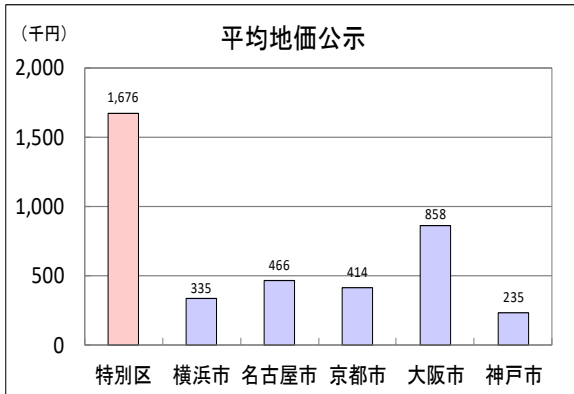


※令和 2 年国勢調査：常住地又は従業地・通学地による人口

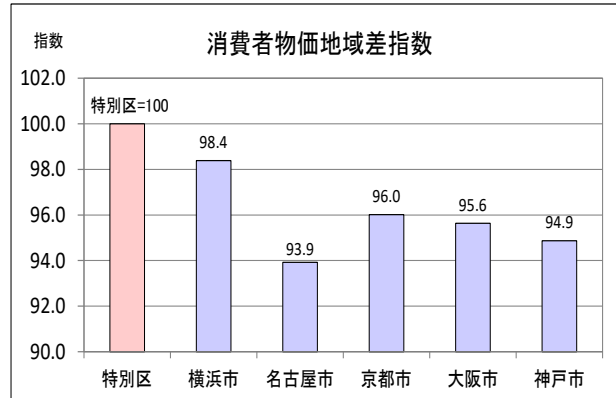
3. 地価や消費者物価の状況

特別区は人口と企業の集中等により、地価や物価が高く、行政経費を引き上げる要因となっている。

- 人口や企業の極度の集中は、地価や物価を引き上げている。
- 地価・物価の高騰は特別区の行政経費を引き上げ、公共施設用地の確保も容易ではない。



※令和3年地価公示

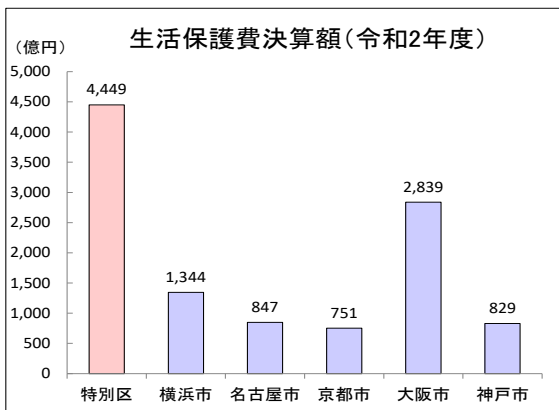


※令和3年平均消費者物価地域差指数

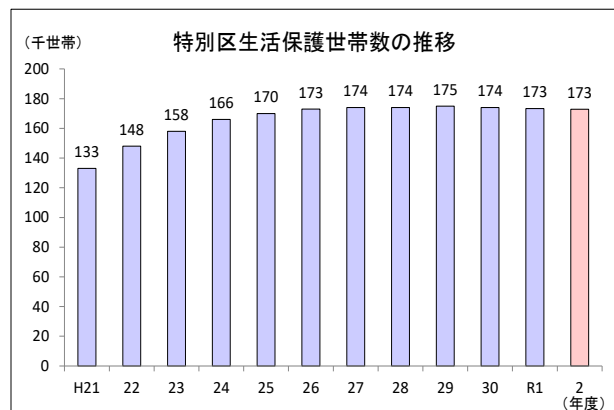
4. 生活保護の状況

生活保護の受給世帯数は高止まりの状況となっていることから、歳出に占める生活保護費の割合は高い状況にある。

- 特別区における生活保護費の令和2年度決算額は約4,450億円で、歳出総額（約3兆7,166億円）の約12.0%を占める。
- 平成21年度からの11年間で、生活保護世帯数が約4万世帯増加している。



※令和2年度地方財政状況調査

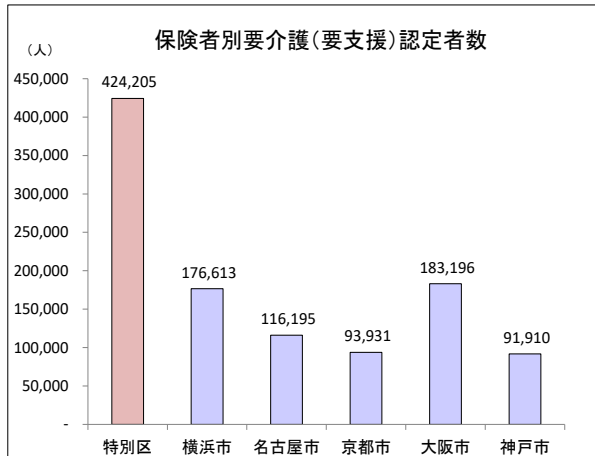


※東京都「福祉・衛生 統計年報」

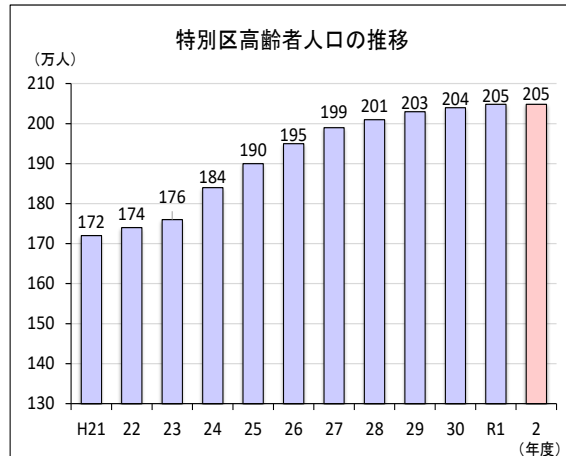
5. 介護保険要介護認定者の状況

特別区における要介護認定者は 40 万人を超え、今後も要介護認定者数の増加も見込まれていることから特別区の財政への影響が懸念される。

- 特別区における要介護認定者数は 40 万人を超え、他の大都市地域と比べて突出している。
- 今後、さらに高齢化が進み、要介護認定者数の増加も見込まれていることから、介護関係経費の増加による特別区の財政への影響が懸念される。



※厚生労働省：介護保険事業状況報告（令和 2 年度年報）

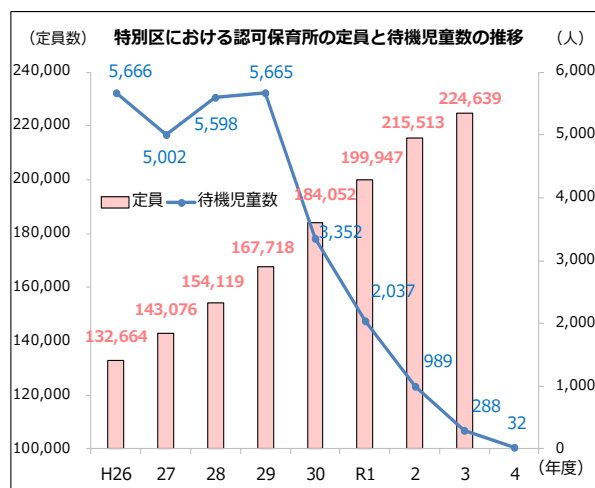


※住民基本台帳による東京都の世帯と人口（区部）

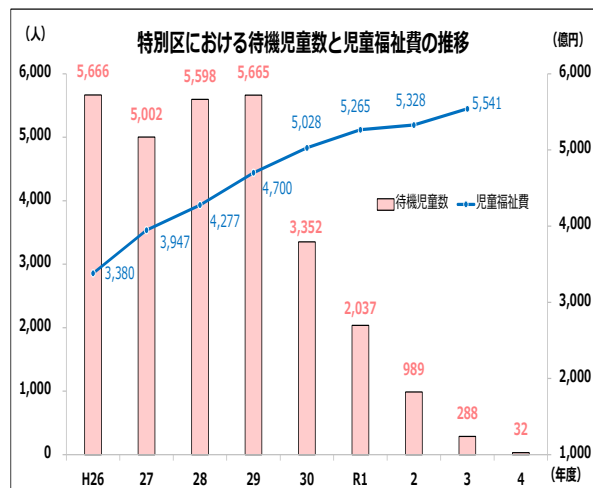
6. 待機児童の状況

特別区の令和 4 年 4 月現在の待機児童数は、32 人となり大幅に減少しているが、多様な子育てニーズに対応するため、今後も引き続き支援策の充実を図る必要がある。

- 令和 4 年 4 月 1 日現在の特別区の待機児童数は、保育所増設などの取組みの結果、ピーク期の平成 29 年度比で 5,600 人以上減少している。
- こうした取組み等を背景に児童福祉費は毎年増加しており、今後も当面年少人口が減少に転じる見込みはなく、多様な子育てニーズに対応した支援策の充実を図る必要がある。



※東京都「都内の保育サービスの状況について」、「福祉・衛生 統計年報」
※令和 4 年度定員数は未公表（令和 4 年 11 月現在）



※東京都「特別区決算状況(普通会計決算)」

特別区財政の現状と課題

発行 令和4年11月
編集発行 特別区長会事務局
東京都千代田区飯田橋3-5-1
TEL : 03(5210)9754~62・65・67
(ダイヤルイン)